

令和 2 年 11 月 30 日開会

令和 2 年 11 月 30 日閉会

## 令和 2 年第 7 回北方町議会臨時会会議録

北方町議会

令和2年11月30日

令和2年第7回北方町議会臨時会会議録

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第47号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第4 議案第48号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第5 議案第49号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第6 議案第50号 工事請負契約の締結について (町長提出)
- 第7 議案第51号 北方町道路線の廃止について (町長提出)
- 第8 議案第52号 北方町道路線の認定について (町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘
2番	神谷巧
3番	村木俊文
4番	松野由文
5番	三浦元嗣
6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝
10番	井野勝巳

欠席議員 な し

欠員 な し

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部	哲 哉
教 育 長	名 取	康 夫
教 育 次 長	浅 井	孝 彦
総務課長兼税務課長	臼 井	誠
都市環境課長兼上下水道課長	山 田	潤
総務課総括管理監	奥 村	英 人
教 育 課 長	浅 野	浩 一
防災安全課長心得	高 崎	健 一

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	小 島	伸 也
議 会 書 記	後 藤	祐 斗
議 会 書 記	石 崎	啓 明

開会 午前 9 時 27 分

- 議長（安藤浩孝君） ただいまから令和 2 年第 7 回北方町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の日程はお手もとに配付のとおりです。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（安藤浩孝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 3 番、村木俊文君及び、4 番、松野由文君を指名します。

#### 日程第 2 会期の決定

- 議長（安藤浩孝君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日 1 日に決定をしました。

#### 日程第 3 議案第 47 号から日程第 8 議案第 52 号まで

- 議長（安藤浩孝君） 日程第 3、議案第 47 号から、日程第 8、議案第 52 号までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（戸部哲哉君） 皆さんおはようございます。議員皆さんにおかれましては、第 7 回の臨時議会の招集ということでお願いさせていただきましたところ、大変ご健勝にて全員のご出席をいただきましたこと、まずもって誠にありがとうございます。

さて、先般、人事院から国家公務員の給与に関する勧告・報告、いわゆる人事院勧告が行われました。国会において先週の金曜日に採決されたところであります。この勧告の基礎となる民間給与の実態調査について、本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて考慮したということであります。例年より時期が遅れたうえ、なおかつ 2 回に分けて実施されたとのことであります。この調査結果を踏まえた内容は、期末手当の支給割合を 0.05 ヶ月引き下げるということであります。本町では、これまで職員の給与につきましては、地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、人事院勧告に準拠して改定をしてきた経緯があり

ます。従いまして本年度につきましても、同様に対応したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また今回は 10 年ぶりとなる期末手当のマイナス回答であります。ゆえに 12 月 1 日に在籍する議員及び職員等に支給する冬のボーナスに反映させるには、本日がタイムリミットとなりますのでやむなく臨時議会をお願いしたところでありまして、12 月定例会の直前でありまして、後々の調整に困難を帰するため、臨時議会をお願いしたところでありまして、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議案を順次説明したいと思います。

議案第 47 号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。令和 2 年 10 月 7 日に出示されました人事院勧告に基づき、当町においても、議会議員の期末手当の支給割合を現行より 0.05 ヶ月分引き下げ 4.45 ヶ月にしようとするものであります。内容については令和 2 年 12 月期で現行の 2.25 ヶ月を 2.2 ヶ月に、令和 3 年 6 月期以降を 2.225 ヶ月に支給割合を改定し、本条例を制定しようとするもので、施行日を令和 2 年の 12 月分は公布日とし、令和 3 年 6 月期以降の支給分については令和 3 年の 4 月 1 日を施行日として、条例改正をしようとするものであります。

議案第 48 号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。議案第 47 号同様に期末手当の支給割合を現行より 0.05 ヶ月分を引き下げ、年間の支給割合を 4.45 ヶ月とする条例改正をしようとするものであります。

次に、議案第 49 号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。議案第 47 号、第 48 号と同様に期末手当の支給割合を現行より 0.05 ヶ月引き下げ年間 4.45 ヶ月にしようとするもので、令和 2 年 12 月期で現行の 1.3 ヶ月を 1.25 ヶ月に、令和 3 年 6 月期以降を 1.275 ヶ月に支給割合を改定し、本条例を制定するもので、施行日を令和 2 年 12 月分は公布日とし、令和 3 年 6 月期以降の支給分については令和 3 年の 4 月 1 日に、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第 50 号 工事請負契約の締結についてであります。契約の目的は北方町南部避難所の整備工事であります。契約の方法は一般競争入札を採用いたしました。契約の金額は 6,765 万円で、契約の相手方は、岐阜県本巣市上真桑 1550 番地の 1 上村建設株式会社、代表取締役上村聖二と契約するものであります。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関

する条例第2条の規定によりまして議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第51号 北方町道路線の廃止についてであります。北方町国土強靱化地域計画に基づく避難所の新設に伴い本路線を廃止するもので、本議案の対象であります町道447号線の地先の地番が北方町高屋分木2丁目28番地に変更となるため、一度廃止するものであります。従って、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお位置図を添付してありますので御参照いただければ幸いです。

続きまして、第52号 北方町道路線の認定についてであります。議案第52号の理由から地先が北方町高屋分木2丁目35番地となったため、一度廃止を行った町道447号を再度認定するものであります。従いまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。同様に位置図を添付してありますので御参照いただければ幸いです。以上であります。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） ここで暫時休憩とします。

これより全員協議会を委員会室において開きますので、移動をお願いいたします。

休憩 午前 9時 37分

再開 午前 10時 1分

○議長（安藤浩孝君） 会議を再開します。

議案第47号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第47号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例制定についての質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第 48 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

議案第 49 号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。三浦議員。

○5 番（三浦元嗣君） 討論でよろしいですか。

○議長（安藤浩孝君） はい。

○5 番（三浦元嗣君） すいません、議案第 49 号に関しましてですね、この間コロナの影響でこのような引き下げを行うというわけですが、ただ町の職員、例えば保育所の保育士さんとか、それから健康保健関係の方ですね、特にこの間ご苦勞いただいているわけです。日頃の職務にも増して、より多くの職務を行っていただいているわけで、そういう方々の給料についてですね、やはり人事院勧告で全体の民間が下がったから引き下げるとするのは忍びないという感じがします。もうひとつこうやって公務員の給料を下げると、次は間違いなく民間の春闘です、給料が下がる、そしてまた次の公務員の給料へと波及してくる、いわゆる給料のデフレスパイラルに陥るわけです。こんな問題を町の職員だけで、議案だけで止めることはできませんけれども本来国の全体で考えて、こういうことを考えるべきじゃないかという風には思いますが、この議案に関して反対をいたします。

○議長（安藤浩孝君） 賛成討論はございませんか。なければ討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（安藤浩孝君） 起立多数です。したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

議案第 50 号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第 50 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

議案第 51 号 北方町道路線の廃止についての質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第 51 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

議案第 52 号 北方町道路線の認定についての質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第 52 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

○議長（安藤浩孝君） 本臨時会に付された事件は、すべて終了しました。令和 2 年第 7 回北方町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 10 時 6 分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月30日

議 長            安藤 浩孝

署名議員        村木 俊文

署名議員        松野 由文